

# 青色申告

蒲田会報

No. 763

平成 30 年  
12 月号

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目 43 番7号ロイヤルハイツ蒲田 307 号

TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381

<http://www.kamata-aoiro.or.jp>

発行人 江川 慎 郎

## 源泉所得税年末調整指導会開催のご案内

源泉徴収義務者となっている方は、源泉所得税の納付と年末調整をお忘れなく!!

従業員、青色事業専従者がいる事業主の方は、その支払給与から源泉所得税を預かり、納付する義務があります。事務局では年末調整の指導を行いますので、2ページの必要書類をお持ちになってご来局ください。

なお、納期の特例を適用している方の平成 30 年 7 月から 12 月までの源泉所得税の納付期限は平成 31 年 1 月 21 日(月)です。1 日でも納付が遅れますと、加算税と延滞税等がかかる場合があります。また、納付税額が「0 円」であっても、支給の金額等を領収済通知書(徴収高計算書)に記入し、提出しなければなりませんのでご注意ください。

平成 31 年 1 月 11 日(金)以降は複式簿記の記帳指導と決算書作成指導のため、年末調整の指導を希望される方は平成 31 年 1 月 10 日(木)までにご来局ください。(予約制ではありません。)

### 記

- ・開催日時：平成 30 年 12 月 20 日(木)～12 月 27 日(木)  
平成 31 年 1 月 7 日(月)～1 月 10 日(木)  
(土・日・祝日除く)  
午前 9 時～11 時・午後 1 時～4 時

- ・会場：事務局

- ・必要書類と注意事項：2 ページをご覧ください。

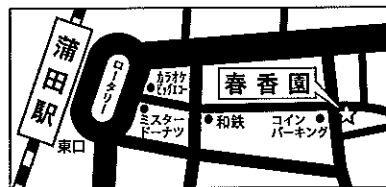
※平成 31 年 1 月 7 日(月)～10 日(木)は、事務局の混雑が予想されますので、なるべく平成 30 年 12 月 27 日(木)までにご来局ください。

※平成 31 年 1 月 7 日(月)～1 月 10 日(木)は、源泉所得税年末調整指導会のため、記帳指導や決算指導は平成 31 年 1 月 11 日(金)以降から予約制で行います。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

## 税務意見交換会(賀詞交歓会)開催のご案内

- 日 時：平成 31 年 1 月 18 日(金)  
午後 5 時 30 分より(受付：午後 5 時 15 分より)
- 会 場：春香園 蒲田店 (住所：大田区蒲田 5-22-1)
- 会 費：3,000 円



- ※ 当日は、来賓として蒲田税務署の幹部が出席されます。
- ※ ご出席希望の方は、1 月 11 日(金)までに事務局へご連絡ください。会費のお支払いは、当日受付にて行います。皆様のご参加をお待ちしております。

【会員募集中！お知り合いをご紹介ください】

**源泉所得税年末調整指導会開催の必要書類と注意事項****・ 必 要 書 類**

## ① 領収済通知書（納付書）

※税務署より送付されたものをご持参ください。

## ② 給与支払報告書（総括表）

※原則として区役所より送付されますので、ご持参ください。

## ③ 平成 30 年 1 月～6 月分の領収証書（納付書の控え）

## ④ 平成 30 年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿（一人別徴収簿）

※支給月日・総支給金額等は、必ず事前にご記入ください。

## ⑤ 平成 30 年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

※「給与支払報告書（個人別明細書）」には給与の支払いを受ける者とその控除対象配偶者・控除対象扶養親族等のマイナンバーの記載が必要となりますので、従業員、青色事業専従者から本人とその配偶者・扶養親族等の個人番号が記載された「扶養控除等（異動）申告書」の記載・提出を求め、完記したものをご持参ください。

## ⑥ 平成 30 年分給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書とその各種証明書

※保険料控除申告書欄には、控除証明書を参考に、従業員・青色専従者本人に記載・提出を求め、控除証明書（生命保険料・地震保険料等の控除証明書、国民健康保険の支払金額がわかるもの、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書等）と共に、「保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書」をご持参ください。

※配偶者特別控除申告書欄には、配偶者の合計所得金額を従業員・青色専従者本人に記載を求めてください。

## ⑦ 事業主のマイナンバーカードの両面コピー

又はマイナンバー通知カードと身元確認書類（運転免許証等）のコピー

## ⑧ 事業主の印鑑

**・ 注 意 事 項**

イ 平成 29 年より、領収済通知書（納付書）や年末調整のしかたと同封されていた 1 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」、2 「給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」、3 「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」は配布されておりません。必要な方は、事務局又は税務署や国税庁ホームページ（<http://nta.go.jp>）にて入手してください。特に、保険料控除等を受ける従業員、青色事業専従者のいる方は、年末調整指導を受ける前に上記の方法で入手し、給与所得者本人に記載・提出を求めてください。

ロ 平成 28 年 1 月より導入されている社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）により、「給与支払報告書」には、事業主・給与の支払いを受ける者とその控除対象配偶者・控除対象扶養親族等のマイナンバーの記載が必要となります。

昨年までは給与の支払いを受ける者が大田区の場合、当会で「給与支払報告書」をお預かりし、大田区へ提出しておりましたが、本年より、必要書類⑤をご持参されず、「給与支払報告書」マイナンバーを記載できないもの、必要書類⑦と⑧がなく、提出書類に不備があるものは、大田区からの指導により、当会で「給与支払報告書」をお預かりし、提出出来なくなりました。マイナンバー等の不備がある方は、不備解決後に、直接大田区へ事業主ご本人で提出していただきますようご了承ください。なお、大田区以外の市区町村への提出は、今までどおり、事業主ご本人で提出してください。

ハ マイナンバー制度により、導入前より指導時間がかかりますので、時間に余裕をもってご来局ください。なお、必要書類が不備の方は、順番が前後する、指導を受けられない等の場合がありますので、ご了承ください。

**【会費も納税も安心・便利な口座振替をご利用ください】**

## 《1人でも雇ったら、労働保険に必ず加入。》

人手不足が叫ばれる昨今、社長のあなたなら、労働保険に入っていない会社を選びますか。

人は、安心できない環境で働きたいとは思いません。

労働保険は、人材確保、社員の安心、そして会社の安定のための保険です。

正社員、派遣のみならずアルバイト、パートといった雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら必ず入るのがトップの責任です。

- 労働保険とは、労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険を総称した言葉です。
- 労働者とその家族の生活と安心のため、労働保険の加入は、事業主の責任です。
- 労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。

◎詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp>

労働保険

検索

## ワンポイント情報

◎チェックしなくちゃ。最低賃金。

東京都最低賃金につきましては、時間額985円（引上げ額27円）に改正され、本年10月1日から発効されました。

東京労働局では、最低賃金の引上げに伴う影響を考慮して、中小企業・小規模事業者の方からのご相談を無料でお受けする「東京都働き方改革推進支援センター」を設置したほか、最低賃金の引上げに向けた環境整備のための、業務改善助成金等の各種助成金制度を設けており、これらの制度利用の促進を図っています。

働き方改革推進支援センター

<https://www.rnlw.go.jp/stf/seisakuritsuite/bunya/0000198331.html>

業務改善助成金

<https://www.rnlw.go.jp/gyomukaizen/>

《お問合せ先》

東京労働局労働基準部賃金課

最低賃金係

電話 03(3512)1614 (直通)

◎医療費控除についてのお知らせ

平成29年分の確定申告から、医療費の領収書が提出不要となり、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

この場合において、領収書は確定申告期限等から5年間保存する必要があるため、税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。

## 都税だより

☆年末年始における窓口業務のご案内

| 都税の納税         | 12月28日(金) | 12月29日(土)<br>1月3日(木) | 1月4日(金) |
|---------------|-----------|----------------------|---------|
| 都税の申告(申請)書の受付 | ○         | ×                    | ○       |
| 証明書の取扱い       | ○         | ×                    | ○       |

○ご利用できます ×ご利用できません

※閉庁期間でも、金融機関等の窓口、金融機関のペイジー対応のATM、パソコン等からのクレジットカード納付、インターネットバンキング、モバイルバンキング、コンビニエンスストアではご納付いただける場合があります。詳しくは各金融機関等に直接お問い合わせください。

☆12月は固定資産税・都市計画税

第3期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、お近くの金融機関・郵便局・指定のコンビニエンスストア、または都税事務所・都税支所・支庁で、12月27日(木)までにお納めください。

納税には、安心して便利な口座振替がご利用いただけます。詳しいお申込方法は、主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955)までお問い合わせください。

☆12月はオール東京滞納STOP強化月間です!

都と区市町村では、安定した税収確保と納税の公平性確保を目指して、毎年12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、都と区市町村が連携した広報や催告による納税推進、差押えやタイヤロック、搜索等の滞納処分など、多様な徴収対策に取り組んでいます。

【お問い合わせ先】大田都税事務所

電話 03(3733)2411 (代表)

事務局より

◎記帳指導を希望される方へ

正しい申告をするためには、正しい記帳に基づく決算が必要不可欠です。是非、記帳指導をお受けいただきますようお願いいたします。

翌年2月に入りますと、確定申告指導が本格的に始まりますので、記帳指導は、平成31年1月31日(木)までとします。記帳指導は、事前予約制ですので、記帳指導を希望される方は、確実にご予約いただくようお願いします。

特に、65万円の青色申告特別控除を目指す方、新たに減価償却資産を取得された方、消費税の課税事業者となった方は、積極的に記帳指導を受けていただくようお願いいたします。

◎株式等の譲渡を行なった方へ

なお、事前予約をしていない場合や平成31年2月1日(金)以降、記帳指導をお受けできませんので、ご了承ください。

株式の譲渡等を行い分離課税で確定申告をする方は、株式等に係る譲渡所得等の金額

の計算明細書、付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）が必要になりますので、事前に準備してください。

付表の書き方が分からない方は、取引内容の記載された書類を持って、必ず平成31年1月31日(木)までに、ご予約の上、ご来局ください。

◎東京ディズニーリゾート「サンクス・フェスティバル」のご案内

平成31年1月7日(月)～3月20日(水)  
(土・日・祝日を含む全日)、「東京デイズニールランド」または「東京デイズニール」のいずれかのパークを、1日利用できるパスポートを特別価格で購入できる「パスポート購入申込書」は事務局に準備しておりますので、ご希望の方は事務局までご来局ください。

| バスボート料金（消費税込） |        |        | 平成30年4月料金 |
|---------------|--------|--------|-----------|
| 区 分           | 割引後料金  | 通常料金   |           |
| 大人（18歳以上）     | 6,800円 | 7,400円 |           |
| 中人（12～17歳）    | 5,800円 | 6,400円 |           |
| 小人（4～11歳）     | 4,200円 | 4,800円 |           |

◎年末年始休暇のお知らせ

12月29日(土)から平成31年1月6日(月)までは、年末年始休暇のため事務局を閉めさせていただきます。なお、28日(金)は大掃除のため事務局では業務を行いませんので、ご了承ください。

新年は平成31年1月7日(月)より業務を開始いたします。

## 青色共済会費の口座振替をご利用の方へ

12月25日(火)に平成31年2月～4月分を指定口座から引落します。残高不足にならないようご注意ください。

なお、通帳印字をもつて領収とさせていた。だくため「領収書」は発行いたしません。

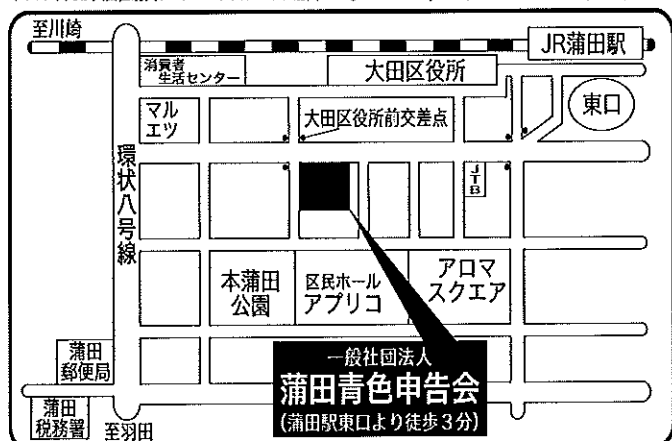
一般社団法人

入会金 2,000円

会費 年額24,000円  
(月額2,000円)

## 蒲田青色申告会

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



# 十一月事業報告

- |       |                                 |            |
|-------|---------------------------------|------------|
| 二日    | 東京連臨時總會                         | 東京青色申告会館   |
| 三日    | 東京連理事會                          | 東京青色申告会館   |
| 六日    | 東京国税局長納税表彰式                     | 東京青ホテル東京   |
| 七日・八日 | 會計ソフトを利用した記帳指導事業                | 事務局        |
| 九日    | 蒲田税務六団体共催「署長講演会」                |            |
| 十一日   | 蒲田税務六団体共催「税金クイズ」                | 消費者生活センター  |
| 十三日   | 税を考える週間行事「税務講演会」                |            |
| 十四日   | 納税表彰式                           | 消費者生活センター  |
| 十五日   | 西蒲田八丁目青色申告宣言の街推進協議会             | ブラザ・アペア    |
| 二十一日  | 執行部会                            | 事務局        |
| 二十二日  | 東京連税制政策委員会                      | 東京青色申告会館   |
| 二十六日  | 三〇日 記帳確認指導会                     | 事務局        |
| 二十七日  | 消費税新規課税事業者説明会                   | 蒲田税務署      |
|       | 大田都税事務所長税務労務者感謝状贈呈式             | アブリコ       |
| 二十九日  | 全国青色申告会連合会総合研究会・全国青色申告会税制改正要望集会 | 全国青色申告会連合会 |
|       | 衆議院第一議員会館                       |            |